



勤もそうですが、それから夕べ、遅くにテレビを見ていますと大阪で女だか男だかわからない人が電車で3人程切りつけたと、それは子供ではなくて大人なのですけれども、どうして今、都会を自由に歩いていて後ろを気にしなければならないというように、連日マスコミや新聞を賑わしていることで、どうしてこうなってしまったのかなと思います。僕らは田舎にいてあまりそういうことを気にしていなかったのですが、それで今回、農村、子供の農業体験、これはご承知のように今年の4月に文部科学省、総務省と農林水産省とタッグで、それぞれ行政に文書が来ていると思いますけれども、国がなぜこういう発想を始めたのかなということでも若干、僕なりに勉強させていただきました。最初に質問と言いましたら失礼なのですが、教育委員長なり教育長がこの間の事件についてどういうお考えをしているのか議長のお許しがあってお答えをいただければ最初にお考えを述べていただきたいと思います。

議長

先に自分の質問の趣旨、流れをお願いします。

6番 松橋さん

6番松橋議員

それではなぜ、子供の農業体験ということで質問するのかということで、質問させていただきます。

まず、義務教育、僕も義務教育は当然教育は受ける義務があると思ってはいたのですが、これは義務があるのは子供に普通教育を受けさせる親たちである、子供達は教育を受ける権利があると、このはき違いが今の問題かなと僕自身は思っております。そして子供達は教育を受ける権利は持っていますと、その権利を使って将来の人生の可能性を広げていく最も大切な子供の権利だと書いてあります。それがなんか最近では逆になっている。子供達も義務だから学校へ行って勉強する。そこに違いがある。内田樹さんの下流志向という有名な雑誌ですが、その中に書いてある。後ほどまたその中から引用しますが、それで先程の事件も含めまして、なぜそういうことで国が補助金まで出して、交付金まで出して農村で体験学習をしようかということで本題に入らせていただきます。

まず1点面の教育ファーム推進事業、これは農林水産省単独事業です。自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることを目的として市町村、農林漁業者、学校等が一連の農作業の体験の機会を提供する取り組みである。これは2日間程度、例えば米でありますと、田植えから収穫までこれを見せてこういうものになる、俗に言う命と食の尊さを伝える事業、それで現実に行われているのです。国がやる前に酪農教育ファーム、最近、勝毎にも忠類の酪農家の奥さんが出ていまして、これが十勝管内で15番目だそうです。それで酪農教育ファームとは何ぞやと、これは社団法人の中央酪農会議内の酪農教育ファーム推進委員会が認定をします。それで酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことが出来る牧場や農場のこと、これは2000年にスタートしている。それで今、全

国で 249 の牧場が登録している。先程言いましたように十勝では幕別町が 15 番目です。それで動物と自然の触れ合いを通じて食と命を学んでもらうのが目的です。その基準というのはそんなに難しくなくて体験者用のトイレと手洗い場の設置等が義務付けられている。それで忠類の井田さんという方ですけれども、事前に学校側と打ち合わせて搾乳、子牛の哺乳等の学習プログラムの作成をします。そして食と命の尊さを伝える。

次に 2 点目、子供農山漁村交流プロジェクト事業、これは文部科学省、総務省と農林水産省が連携をして進める、総務省が各地方自治体に対応、文部科学省が子供の送り出し側の学校の対応、農林水産省が子供の受け入れ地域をそれぞれ支援する役割を分担する、今年全国で 50 地域、北海道では大樹町が 4 月から窓口を開けた、あとは長沼町、それで 5 年間で全ての小学校、2300 校、120 万名の児童がいます。1 つの学年で実施をします。全国で受ける場所が 500 か所いる、当然更別村もこの事業に対しては無関心でいるばかりではなくて取り組みをしなければならぬ。これはまた予算が大きくて 500 億円。それで大樹町にあるというのもびっくりしました。これだけ酪農ファームなりグリーンツーリズムなどがとやかく言われている中で、その立場の人間として若干承知をしていないことが勉強不足だったのかなと思います。国が補助金、交付金を出して本物の農林漁業体験を最低 5 日間、1 週間、農家、林業、漁業者のところへ民泊をしまして生産の過程を学んでもらうというのが目玉、それで 1 番大事なのはここで食の体験をさせますということ、例えば、牛乳、帯広に広瀬牧場があって努力されてやっています。パーラーをずっと見られるようにして帯広市の小学校の子供達が見るのです。帯広、十勝の子供でさえ、コーヒー牛乳は最初から牛からコーヒー牛乳が出ている、オレンジ牛乳はそれを出す牛がいる、それでなぜこういう話になるかということ、4 大の大学生にニワトリを書かせると 2 本足のニワトリが書けない。まして牛の乳が最初からコーヒー牛乳が出るとそういう理解度である。なぜそうなってしまったかということで、内田さんの本から勉強させていただきました。1 つには今の子供達は学びからの逃走をしている、学びからの逃走、90 年代以降の劇的な学力低下の原因は偏差値というのですけれども、偏差値というのは同学齢の集団の中での自分のポジション、例えば偏差値の高い学校、低い学校、その中の自分のポジションなのです。それが 1 年間で 1 ポイントずつ下がっています。これは 1 ポイントだから大したことないでしょうという話ではないそうです。10 年間で 10 ポイント下がるそうです。それでこの学者が書いてあるのを読ませていただくと今の大学生の英語レベルは中学 2、3 年生のレベルだそうです。それだけ日本の学力が下がっている。それと矛盾という字を書かせたら矛盾は矛盾です。今の大学生は無に純粹の純を書くそうです。それが世の中でとっているそうです。これは先生の教育

議長

技術の低下ではなくて、子供達が積極的に学びから逃走を始めている。なぜそうなったのだろうと、それで村長も教育委員長も私と同じ団塊の世代に近いです。

松橋議員ちょっとすいません。ある程度まとめて質問をお願いします。

6番松橋議員

6番 松橋さん

ここの話をしないとなぜ農村のあれが必要なのかというのが理解していただけないと思うので、申し訳ないですけども。

それで、私どもの子供のときは学校から帰ってきますとまず風呂の水を汲んで薪を割った、女子は夕食の支度を用意しなければ遊べなかった、それは家庭の中で自分のポジションがあって認められた。それで今の子供達はテレビゲームなり部屋に入って静かにしていると親に怒られない。夕食の時間も出てこない。家庭に居場所がない。それが問題ではないかということを行っている。それで今の質問になります、子供農山漁村プロジェクトを始めましょうと。やはり労働から入っていただく。まとまりがないようで申し訳ないのですけれども、それで1番なぜそういう問題が起きているのかといいますと、親の責任ももちろんあるのですけれども、環境が非常に変わってしまった、それでもう一回生産の現場に小学生のうちに一回立ち返っていただくということなのです。それはどういうことかという、やはりヤギに乳をやったり、子牛に哺乳をしたり、そこから始めようという問題になると僕は思っています。

それからもう1点、労働からの逃走、今、ニートとか職場放棄とか、転職とか、これも同じだと思います。最初に労働から入らなくて消費活動から入っている。例えば80歳の経験者も4歳の子供でスーパーに行ってお金を出しますと欲しいものが全部買える。店員はいらっしゃいませ、ありがとうございますと言ってくれる。そこで自分の権利はお金さえあれば何でも買える、もしなければ、だはんをこけば何とかなる、そういうことが労働から入っていませんから、大学を下りたときに労働からの逃走、ニート、仕事をするか、しないかは、自己決定することで皆さんに、がたがた言われたくないというのが今の若者だそうです。労働は等価交換でなければだめだ、学習も等価交換でなければならぬというのが今の若者だそうです。等価交換ということはこれを習ったら私はなんだけのものをもらえるのだ、例えばこれだけつらい仕事をしたら10,000円もらわなければだめだと、それが5,000円だったらこんな仕事は出来ませんというのが今の若者だそうです。私も若干わかる気がします。それでこの農村、漁村で新たな自分にチャレンジをしよう、子供農山漁村交流プロジェクトを始めましょうということに大賛成なので、更別村も手を上げていただいてそれに参画をしていただいて、仕事も増えて大変でしょうけれども、その辺のお考えを若干聞かせていただきたいと思ひます。

教育委員長

松橋議員のご質問にお答えしたいと思いますが、今言われました教育心理学と言うのでしょうか、その点については私もお答えしかねますけれども、ただ今、国の機関、それからまた十勝教育局が進めております、ただ今申し上げられましたそのようなことにつきまして、本村の取り組み、考え方についてのみご答弁をさせていただきたいと思います。

ただ今、色々な社会現象というものもご説明ございましたけれども、本当に繰り返される凶悪な犯罪を見ますと、日本の姿が今後どのように変わっていくのか、私どもも同様に不安を感じているところでございます。このような現実が少しでも改まるよう教育の見地からも考えなければならないと思うところでございます。

1点目の教育ファーム推進事業でございますけれども、この事業は平成20年度から農林水産省補助事業として始まったものですが、その推進、実証のために、社団法人農山漁村文化協会が、協力団体又は協力者を公募して、教育ファームモデル実証地区を設置して推進している事業で、全国で139地区、道内で13地区、管内では十勝池田農協青年部と十勝高島農協青年部の2地区が協力団体として指定を受け活動を進めているものでございます。

内容といたしましては、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的に、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業体験の機会を提供する取り組みでありまして、作物生産の過程の体験と生産者からの指導により、生産し、調理し、食べるといった一連の流れを体験することで、生産の大変さ、面白さ、食べることの大切さを実感することで、健全な子どもの育成を図るものとして期待されている事業と認識しているところでございます。

また2点目にあります、子ども農山漁村交流プロジェクトにつきましては、平成20年度から総務省、文部科学省、農林水産省の3省による新規事業として、全国20地域、道内2地域のうち十勝では唯一、大樹町が受け入れモデル地域に選ばれましたが、1週間程度の長期宿泊体験活動として、学校の教員に代わって農家や漁家が先生になり、親元を離れた子どもが地域の自然や文化、暮らしなどに触れることで、子どもの生きる力や学ぶ意欲を育むことを狙いとしており、期待される事業であると認識しております。

この事業は、基本的に子ども達の受け入れと、派遣がありますが、受け入れには多くの農業者や関係団体、地域の皆さんの協力が必要であるとともに、派遣には夏季休業期間中を活用しての派遣が想定され、既に実施中の本村では東松島市との子ども交流にかかる受け入れや派遣がありまして、これに対しましても十分な調整が必要ではないかと考えております。

現在、更別村の各学校での農業や食育の取り組みは、小学校では、

本村の農村地域の利を生かしまして、校内にあります学校農園、教材園を活用して、JA更別青年部や更別農高生との交流、また地域との交流を図りながら、1、2年生は生活科で、3年生から6年生までは総合学習で、種蒔きから収穫、調理まで、休み時間には自主的に観察を行うなど、農業体験から食育までの学習を進めております。また、1校では地域との交流を大切に、ヤーコンを作る会と一緒に苗植えから、成長観察、収穫、調理までを行っております。また、シイタケ栽培や、ふるさと館の加工研究室での加工実習などの学習も行っております。

中学校では、昨年までは生徒全員が1坪農園として作っていましたが、環境教育に重点を置いており、今年度は取りいれておりません。総合学習の職業体験教育は3年間を通して学習をしております。2日間ですが、様々な職業体験をすることで社会との関わり、働くことの意義を深め、職業観を身につけ、たくましい心と体を育む教育として、昨年は2名の生徒が農業実習を体験したところでございます。

教育ファーム推進事業及び子ども農山漁村交流プロジェクトへの取り組みについてですが、両事業ともに、多くの農業者や関係団体、地域の皆さんの協力をいただくことが大前提になるものでありまして、大規模農業を営んでおられます本村の農業者の方々の対応が可能なのか、更に、村内の子どもたちが、身近に作業風景を見聞きし、学校においても一定の内容の農業学習が進められていること、近時、これらの授業にあてられておりました総合学習の時間も削減、もしくは他の授業に振り替えられることになるなどから、その実施の意義は大きいとは考えるところですが、当面は現状の農業関係教育の継続で進むこととし、両事業への参画、実施は現在のところ、村長部局との協議が必要ではありますが、更に検討しなければならないと考えているところでございます。

以上2点についてご説明をさせていただきましたが、今年度からスタートした、子ども夢基金事業も活用して、子ども達が健全な教育のための体験をしていただけるよう、推進したいと思っております。また、更別村教育の日につきましても、今年度中の制定、実行に向けて詰めの検討を進めているところでございます。

子どもの教育は、家庭、学校そして地域が連携して、学校教育、社会教育の一層の充実を図るよう、努めてまいりたいと存じますので、今後共、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。質問にありましたようなご答弁になるかどうかはわかりませんが、私からの答弁とさせていただきます。

6番 松橋さん

実は僕も質問の趣旨がちょっと悪くて誤解をされているのかなと思うのですが、更別村の子供たちを更別村の農業者が受け入れるという話ではないのです。これは大都会の東京、大阪で家畜も見

議長  
6番松橋議員

たことがない、どこから牛乳が搾られるのかわからない、卵がどうやって産まれるのかわからない子供たちを将来のために農村、漁村で1回経験してもらおうという、なぜその包丁を振り回して人を刺したり、テレビゲームと同じナイフを買って刺すような子供ができていくかということも国が問題としているわけなのです。更別村の子供たちは自分の家が農業だったり、勤めが農業の関係であったり、以前ほど手伝いはしませんでしょうけれども、その辺の発想の差が、今取り組まないのはもちろん結構ですけども、やっているからいいよというお話ですけども、これから日本の将来を担う子供たちを、国に言われなくてもそういう事業を国が立ち上げた時にそうなのだあと、教育委員会も村長も含めてそういうボランティア精神がなければ。

もう1つ先程質問しなかったのですけれども、1番最後に書いてあります学校支援地域本部事業等への取り組みということで若干書いてあったのですけれども、これはおそらくご承知のように僕達団塊の世代が何万人も退職をする、せっかくノウハウを持っているのに、そういう人達を地域で上げてボランティアとしてお仕事をさせていただこうと、それに若干の交付金とか補助金をつけていきたいと思いますというお話だと思うのです。だからやっていますからいいよというお話だったかと思うのです。そういうふう聞こえたのですけれども、僕とすれば将来を担う、日本の国を背負っていく子供たちを更別村でも20、30人、5日間、1週間ならそういう組織を作って農家にお話をして先輩から教えてあげようという、そのために国も施設整備にお金もかかるでしょう、交付金も出しましょうと言うお話だと思うのです。それで更に国レベルのモデル事業とは別に総務省は地方公共団体独自の事業に対して一般財源の特別交付税で支援していくという、この場合は農業体験の受け手と送り手は同じ県内でもいい、市町村長がそのことを考えれば、農村宿泊体験事業は単独でも進められます。まず足元の地域と学校を動かし、市町村の首長を動かして、そこから都市との交流を始めましょうと、随分国もびっくりするくらい考えていたのだなと思っているのです。出来れば教育長なり村長に今、ちょっとやっていますからいいよというお話がありましたけれども、全国で500地域ですけども、手を上げなければそれですむのでしょうかけれども、果たしてそれでいいのか若干お聞きしたいのですけれども。

教 育 長

この件につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

松橋議員からの再質問の中で先程委員長が答弁をいただきました関係で、農山漁村交流プロジェクトの関係につきましてもお話があったわけなのですが、私どもは今、この事業を更別村内の小学生等が十分やっているからこれでいいということのつもりではなくて、当面、現状の中では非常に時間も狭められていること、総合の時間

議 長  
教 育 長

が減らされてくること、来年以降、更に大幅に他の科目への振り分け等で時間が減る中で、そういった少なくとも派遣の事業を行うことが現状としては難しいということと、合わせて今ある程度のことをやっているので、当面は現状の継続でいきたいというご答弁をさせていただいたところでございます。

その受け入れにつきましては村長部局との協議が必要でございますが、私どもの段階で色々と要綱等、詳しい資料まではいきませんけれども調べた中では、全国の小学校5年生を対象にという決まりがあるようでございまして、学年全員を対象にという内容でございます。受け入れにつきましては1学年、小学校5年生100人を対象に一括受け入れる、派遣をするという対象でございまして、そのことで受け入れの方にも農林水産省、総務省、文部科学省それぞれに色々な形での補助金がある、それから派遣する学校にも100人を出した場合には3,000千円程度の派遣経費の補助があるという非常に大きな補助の内容でございますが、ただ、先程再質問の中で松橋議員が言っておりました交付税措置の関係につきましては、今のところ今年度のみ3,000千円の対象とかモデル的なことを考えているのであって、この後5年間分の派遣経費等を確認したものではないというコメントを別に発見したところでございます。ということから、仮に来年以降、この事業を私どもが村の方として取り組むことになりましても、その派遣の経費の関係等も含めまして若干難しいところがあるのかな、これが全国一般的になれば、それは交付税として交付されることも決してない方法ではないという言い方のコメントも同時に出ているところですが、いずれにいたしましても、私どもの中では同じ圏域内での派遣、更に受け入れ等につきましても相当多忙な農業経営を営んでいる、それから団体的にも構成員等が非常に職員等も含めて決して多くない中で、何とかできることならやってみたいという方法までを、今ここで申し上げるまでには至らないのかなというふうに考えているところでございますので、しばらくの間検討を進めさせていただくことと同時に、大樹町の身近な所に受け入れのモデル地区ということで現在、新聞記事等を見ますと8月中の受け入れを目指しているようでございますが、ラストスパートで相当な事務量の受け入れ体制を組んでいるようでございます。その経過等も見ながら、一方で村長部局の方とも本当にその受け入れ、派遣が可能なのかどうかも含めた中ではありますけれども検討を進めさせていただきたいと思うところでございます。

それと先程のもう1点というお話の中で、学校支援地域本部事業のこともお答えしてよろしいかと思うのですが、事業の背景としましては、家族や地域の住民との交流による経験の機会が減少して、経験から学んでいた社会性、信頼関係を作り上げていくことが困難になっております。これは先程の松橋議員の質問の冒頭にありました部分ともつながっていることかと思えます。その様な中、学校教

育では教員の業務量が非常に増加をしております、子ども一人ひとりに決め細かな対応をする時間を確保するためにも、教員の勤務時間を軽減するサポート体制の充実が必要ということで、今回、学校支援地域本部事業がスタートをするという形になったところでございます。

これらの課題に教育委員会、PTA、地域の個人や団体の協力を得まして、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりということで、この事業が今年度から始められたところなのですが、この事業は文部科学省の委託事業でありまして、現在、1次募集であります、最終的に3次募集までの予定ですが、道内11町村が名乗りをあげました。そのうち管内では本村を含めまして6市町村が名乗りをあげて十勝管内が6、他管外が5という形になっております。それで、はっきりした形の内示ではないのですが、内定したという形の連絡がありまして、現在、関係する団体を組織化した実行委員会の形作りを行いまして、まもなく内示とともに第1回の会議を開いて活動を動かすべく、その準備を進めさせていただいているところでございます。

原案としては、ほぼいつでもスタート出来る体制を組んでいるところです。この実行委員会につきましては、学校の各種の活動を支援するという、その考えられます事柄といたしましては、うちの村の場合に非常に地域の協力、PTA、父兄といった協力が非常に素晴らしいという自負をさせていただいているところですが、学習支援、部活動の指導、環境整備、登下校の安全確保、学校行事の開催などの色々な協力があるわけですけれども、学校と支援活動を行っていただくボランティアをつなぐ仲介役として、その新しい事業に対する企画立案でありますとか、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアの養成、派遣依頼などを行うものであります。

この事業は、道を経由して経費の10割が委託金として、このモデルの期間は支払われるわけございまして、対象となる経費としては事業の広報資料や事務経費、会議の開催経費、実行委員会議などの謝礼などとなっているところでございます。

今般、事業内容として示された事業は、そのほとんどが、更別村で実施されておまして、今後、実行委員会では、これらの事業を重点に学校と調整を図る、また新たな支援事業についての検討を進めることとしております。

なお、関係する予算につきましては、今議会の補正におきまして、追加で計上させていただいておりますけれども、実行委員会議の委員の謝金が主となっております。その他には実行委員会議での諸経費、消耗品、お茶代、通信費などとなっているところですが、この制度が円滑に動くように教育委員会並びにご協力をいただく関係団体とも十分な協議を進めまして、実行性のあるものとしていきたいと考えているところでございます。

議 長  
6 番松橋議員

以上、過不足あろうかと存じますが、お答えとさせていただきます。  
よろしく願いいたします。

6 番 松橋さん

お許しがいただければ、せっかく教育に関してうちの村長も教育  
が長い人ですからお考えがあればお答えをいただきたいと思います。

議 長  
村 長

村 長

ただ今のご意見、やり取りを聞いていまして、本当に今教育は重  
要な時期に差し掛かったなとそんなふうに思っているところであり  
ます。都市との交流の大切さ等につきましては、先の農業振興計画  
の中にも盛り込んでおりますし、また農業が果たす教育の重要性、  
これについても振興計画の中で盛り込んでいっているところであります。  
ゆくゆくはこのことが重要になってくるのではないかと私ども  
は常にそのことを念頭において進めてまいりたいと思っております。  
北海道は農業の北海道と言われますけれども、560  
万人の道民のうち、農業現場に携わっているのは30万人くらいしか  
いないわけです。ですから私は教育の原点は農業にあるということ  
は再三、道教委にも申し上げてきましたし、そして更別農業高校の  
重要性について訴えてまいりました。更別農業高校生の何割が農業  
から経験している生徒かということ本当に少ないわけでありまして、  
そういった面からいくと私は更別農業高校に多額の資金を使ってお  
りますけれども、本当にこれは有効ではないかという考えを持って  
おります。ですから私どもは東京、大阪というよりも、まずは北海道  
からそのことを推進していくための役割を担っていきたくと思っ  
ております。ゆくゆくは農業も農家ペンションだとかグリーンツーリ  
ズムが重要になってきますので、その農家の受け入れ条件、環境整備  
をやっぱり今後、農業の法人化も進める中で図ってまいらなければ  
今、勢いで受け入れるといってもなかなか条件が揃いませんので、そ  
ういったことも含めて環境整備に私どもも少し時間はかかりますけ  
れども、努めていかなければならないと思っておりますので、また  
いろいろな面からご支援を頂戴したいと思います。

以上であります

議 長  
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今村長が言われるとおりだと思っております。農家の子供が今、機械  
化されていますから危ないから傍に寄るな、牛に蹴られても困るし  
ということで避けているのも現実の姿でありますし、それが果たし  
て良いのか悪いかという話をここではする必要はありませんけれど  
も、僕とすればこれだけの事業が平成 20 年度から出てきて、今、学  
校支援事業も補正予算まで出てきている。団塊の世代が何万人も辞  
めているのに、プロの人だっているのに、そういう人をボランティア  
として使えば何でも方法はあるとわかってはいるのだけれども、だ  
からその辺やっぱりもう少し、僕らが提言する前にどこかで議員に  
対してお話があれば僕らももっと良かったかなと、だから僕らもも

う少し教育の問題に、積極的に参画をしていく必要があると痛感しております。ただ村長が言われたことがそのとおりなのですが、日本の教育のレベルが下がったことは現実に有名な話になっていきますから良いのですけれども、人の子供の面倒を地域を上げてみていこうとする姿勢はやっぱり行政が率先して、体制作りをいつでもしておいて、事務量が間に合わない、職員もいないから困るとするのは、僕としては非常に残念な気が若干します。何で大樹町が手を上げて、うちが上げられなかったのか、今回モデルケースですから教育長の言うとおりのなのでしょうけれども、その500が来た時には手を上げて下さい。僕らも応援するところはしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで終らせていただきます。

議 長  
議 長

暫時休憩いたします。(10時45分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時00分)

3番 菊地さん

3番菊地議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今日は2項目についてお伺いいたします。

まず1点目です。

村民バスの運行状況についてお伺いいたします。

高齢者や交通弱者等、多くの村民の方々の足として村民バスが運行されています。村民バスの運行に見直しがされると伺っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

路線バスが乗り入れていない所に住民の利便を図るために現在、運行されており、具体的には農村部と市街地に循環型のバスルートを設定し、利用者の要請に応え、自由に乗り降り出来るデマンドバスを導入しています。住民の要望に応え、病院、役場、改善センター、トレセン、商店街等、好きな所で乗り降り出来る弾力的なサービスを行うバスが運行されておりますことは、交通弱者の住民、特に高齢者の皆さんにとって、診療所の通院や毎日の買い物には欠くことのできない足になっております。

しかし、月曜日に村民バスは運休日になっています。

理由は温泉が休館日だからと聞いております。しかし、村民バス運行要領第2条によりますと、「村民バスとは更別村が村民の通院ならびに健康保持増進等に寄与するため、村内を運行するバス」とうたわれ、温泉が休みだからといって運休になる正当な理由が見当たりませんし、診療所も診察日であります。改善センター等では各種講座が行われており、図書室も休みではありません。診療所までの足のない高齢者の方々は、診察やリハビリ等に月曜日は行かれない状態が続いています。

平日の運行をフルに行うお考えはおありでしょうか。お伺いいたします。

議 長

村 長

村 長

村民バスの運行についてお答えを申し上げます。

村民バスは平成 8 年度から運行しておりまして、ご質問の通り、村民の通院並びに健康保持増進等に寄与するため、村内を 5 地域に分けて運行いたしております。乗車対象者は、医療機関等に通院する者、更別村老人保健福祉センターの利用者、屋内外ゲートボール場の利用者、村の公共施設等で開催される研修会行事等に参加する者、その他村長が認める者となっているところであります。このことから利用の多い保健福祉センターの温泉及び健康増進室の利用者を考慮し、各関係課、これは保健福祉課、教育委員会、診療所等でございますが、これらの各課との調整によって現在のバスの運行を決めているところでございます。

現行の運行日程につきましては、農村部は火曜日から金曜日にかけて、朝と帰りの各 1 便の運行でありまして、勢雄と更南方面の 2 ルートにつきましては、火曜日と木曜日の運行、上更別と協和方面の 2 ルートにつきましては、水曜日と金曜日の運行となっております。更別市街は火曜日から金曜日の運行でございます、午前 10 時から午後 2 時の時間帯にかけて 3 便巡回をして、帰りは農村部の帰りと合わせて市街地を巡回する形で農村部へと向かっているところでございます。

往復の利用状況といたしましては、平成 13 年度 5,014 人、平成 15 年度 5,023 人、平成 17 年度 4,483 人、平成 19 年度 4,453 人と利用者が徐々に減少しているということでありまして、そういうことから、現在、運行ルートで乗降客がないルートにつきましては、ルートの変更を検討しているということでありまして、

また利用者の減少から廃止をとの意見も聞かれるところでございますけれども、これに対しましては、昨今の燃料等の高騰、進む高齢社会の福祉施策として、必要と判断しておりまして、これは続けてまいりたいと思っているところであります。

そこで、ご質問の運休の月曜日の運行についてでございますけれども、現在、運行 1 回の平均乗車人数が 2.54 人ということになっておりまして、最も利用の多いものは市街地の 14 時運行の温泉利用が 6 人から 10 人ということでありまして、ちなみに国保診療所への通院利用者は週に 3 人から 4 人、歯科診療所への通院利用につきましては、月に 1 人から 2 人となっているところでございます。こうした状況を見ますと、温泉が休みの月曜日に運行いたしましても、利用者はそれ程多くないと予想されるところでございます。また 5 日間の運行となりますと、農村部との運行のバランスもございまして、現段階では難しいと言わざるを得ないものでございます。加えまして、現在、運行経費がバス購入、償却を含めないで年間 4,309 千円程かかってございまして、仮に月曜日を増便とした場合、単純に概算で計算しまして、760 千円増えるということでありまして、

また村民バスにつきましても、各種行事が重なった場合にはバス

台数不足の場合、村民バス以外での利用もされておりました、全体でのバス確保、委託運転手の勤務調整などから更に経費が増大してくるということの状況にあります。

ご質問の趣旨につきましては、十分私も理解できますので、ルートの変更、更には公共施設開館日のあり方とそれらの検討と合わせて今後も研究をしてまいりたいと思っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長  
3番菊地議員

3番 菊地さん

ありがとうございました。

今、お話はよくわかりましたけれども、8月1日からリラクタウンがスタートします。そうしますと、リラクタウンに通う方達の足の確保、利便性というのもお考えにならなければいけないのではないかと私は思います。あと、昨今言われております環境問題、CO2削減に向けてマイカーを控えるというような部分でのピーアール、周知の必要性、利用者が減っているというお話ですけれども、村民バス運行に関してのピーアール、周知、利用者を増やすための努力というのが、はっきり言って私には感じられないのです。どこから発車するのか、私はよく注意して興味を持って初めて老福ですとか、そういうところに時刻表が貼ってあるですとか、そういうことは気が付きましたけれども、ここ数年、広報等を使った周知、ピーアールはされていないように記憶しています。それと乗車対象者の範囲についても村民の方の間に認識のずれがあるということを知っています。これは運行要領を拝見しますと、特に高齢者に限ってという記載は一切ないのです。しかし、村民の方々には、これは高齢者限定のバスである、例えば小さいお子さんを連れのお母さんですとか普通の人には乗ってはいけないのだというふうに認識している方がけっこういらっしゃるのです。そういうことも含めましてただ単に利用者が、乗車人数が減っているからというのは理由にならないと思います。そのような点でも村としてより一層利用者を増やすためのピーアールを是非お願いしたいと思います。以上2点についてお伺いします。

議長  
村長

村長

リラクタウンのオープンに合わせての見直しも必要ではないかということでもあります。これらにつきましても先程申し上げましたとおりのことで、私どもも研究してまいりたいと思っております。それから周知が足りない、利用者を増やすべきだということにつきましましては、ごもっともな話でありますので、一般質問をいただいたことを契機に、利用の方法と対象についても村民の方々にピーアールしてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長  
3番菊地議員

3番 菊地さん

是非、早急に派手に賑々しくピーアールをお願いしたいと思っております。

では2点目の質問に移らせていただきます。

更別村の広報・広聴体制についてお伺いいたします。

今、更別村の情報発信は防災無線、広報誌、折り込みチラシ、パソコン上のホームページから発信されています。

基本的には月に2回、全戸配布される各種広報誌やリーフレットといった紙媒体が中心、また開催近くになり再認識してもらうため、または急を要する情報提供としての防災無線が、これを補っていると認識しております。

回数を重ねて広報してもなかなか周知ができていない現状も見られます。

現実には多忙な若い世代では広報を読まない。防災無線の流れる時間帯に既に自宅に居ないという方も多いと聞きます。

そこで、住民が集まる場所に掲示する直接的な広報手段や、ホームページを活用した情報提供も必要かと思えます。

もちろんホームページは住民への情報提供だけではなく、村の対外的なピアール手段として有効ですが、更別から発信される様々な媒体、例えば、各種農産物ですとか、ママチャリレース、キャンプ場、つぶつぶでんぷん、商工会、また個人の方々が開いているホームページ等にもアドレスやリンクされており、そこから訪れた人に対しての魅力的な情報を提供しきれないことがとても残念でなりません。

住民だけではなく、全国のお客様、明日の村民を意識したホームページづくり、村内観光や村内の産業とタイアップさせた企画等に発展させてはいかがでしょうか。

また、平日に役場に足を運ぶことが難しい住民ですとか、遠隔地からの膳本等を取り寄せる際に電子申請可能なホームページ展開も是非欲しいところです。

更に言えば、広報体制の一層の充実のためにモバイル、携帯の活用もご一考願いたいと思えます。

私達が日常的に使っている携帯電話。ここにいらっしゃる皆様も携帯電話をお持ちでない方は多分いらっしゃらないのではないかと思います。携帯電話をお持ちの方は手を上げていただいてよろしいですか。皆さんお持ちではないですか。では逆に携帯電話をお持ちでない方いらっしゃいますか。この中で携帯でメールを使われる方、皆さんメールは使われませんか。ではメールを使われない方、電話だけですという方いらっしゃいますか。お一人ですね。ありがとうございます。すいません。

携帯電話は、もはや携帯する電話機ではなくて、情報端末機として、その機能を充実させています。いつ、どこにいても新しい情報の入手と発信ができる画期的なアイテムとなっていることは皆さんご承知のとおりです。

村の携帯サイトの展開についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

それから村の広聴体制についてお伺いいたします。  
広報紙などによる行政から村民への一方向の情報伝達だけではなく、インターネットを活用し、村長への手紙のコーナーを作るですとか、各公共施設に、目安箱のように村長行きポストを設置して、村民の声がダイレクトに村長に届くルートを開く。幅広い年齢層の村民の声が直接聞こえてくると思います。

また、政策の形成過程において、その内容を事前に村民に公表し、村民からの意見や情報を集め、政策に反映していく制度、パブリック・コメント制度というのがございます。

村民が協力、協働し、まちづくりを通じ、村民とのパートナーシップを強いものにすることが望まれます。双方向性のある広聴体制が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

最後に携帯メールを使った情報発信についてお伺いします。

先程、皆さんにご協力いただきましたとおり、携帯の普及率というのはすごいものです。

より信頼性の高い内閣府の調査によりますと、2008年の携帯電話世帯普及率は90.5%となっているそうです。これは単身世帯を含まないものですので単身の方を含めると更にこれが上がってくることと思います。緊急災害情報ですとか、福祉関連の情報、暮らしの情報、スポーツの情報、公共施設の情報、利用関連の情報、これらは村民の方々の最も欲しい情報です。更別村の公共情報というくくりで発信して、身近な情報を手軽に得られる安心、登録者に向けて子どもに関する防犯情報ですとか、事件、連絡事項等をリアルタイムに公平に発信するシステムが、すでに全国で展開、実用されております。子供の安全は親の安心です。防犯対策と即時情報提供を携帯メール等を利用して確実にかつ迅速に配信できるシステム構築への実現へ向けてのお考えがとおりでしょうか、お伺いいたします。

村 長

続きまして、更別村の広報・広聴体制についてのご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

広報につきましては、住民向け広報活動と更別村の情報及びピアー等目的としたものに大別されるわけでありまして。

住民向けにつきましては、菊地議員のお話しのとおりの方法で行っておりまして、広報を読まない、防災無線を聞けないというご意見もございまして、私は住民への情報提供については一応図られているものと思っているところで認識をしているところでございます。特に防災無線につきましては、緊急時の状況に合わせて柔軟な対応を行っているところでございます。

村外者及び村内者であっても自由に情報を取り出す方法といたしまして、更別村の情報として、インターネットに更別村のホームページを開設し、公開をしているということでございます。

ホームページでの情報提供といたしまして、現在、導入されてい

るソフトを駆使した情報発信となっておりまして、職員の利用もございますけれども、月当たり約 24,000 件と多くの方々からアクセスをいただいている状況にはあります。菊地議員の提案といたしまして、村内の観光、産業とのタイアップした企画等により、もっと更別村をピーアールすべきでないかということでございます。現在の更別村のホームページの改善、リンク先の団体等のホームページを充実されるということであれば、現行のソフト対応で可能となっておりますけれども、求める内容によりましては、抜本的なソフトの更新、それからホームページの作成及びリンク先の観光及び産業団体との調整を図らなければならないということでございます。また費用もそれなりにかかってまいるところでございます。今回、更別村のホームページについて改善が必要だというご質問でございますけれども、改善のご意見はあまり聞かれないところでございますけれども、情報化の時代でございます。またそういう状況の中に費用対効果等も十分考慮した中で、常にこの問題については研究いたしまして、改善の中で情報の提供、発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。すぐとなるとなかなか難しい面がございますけれども、私どもはそのことを常に頭において進めてまいりたいと思っております。

また、情報収集の主流となっております携帯電話からのリアルタイムの情報入手ということもございますけれども、リアルタイムの情報発信とはなっておりませんけれども、携帯サイトから、町村の概要、公共施設の住所、電話、医療機関の住所、電話、防災無線での内容、イベントの状況、これらをテキスト形式で情報発信している町村は半数近くあるわけですが、この取組みであれば、今あるホームページの内容を携帯サイト用に作成することは可能でございますけれども、リアルタイムになりますと現在のホームページとは別に携帯サイト用の情報更新も行うという 2 重の業務量とソフトの整備や管理費が必要になってまいります。現段階では、なお十分な検討が必要と思っているところでございます。

また、遠隔地からの住民票や謄本の交付についても、電子申請の可能なホームページの展開とのご提案でございますけれども、これにつきましては状況といたしまして、昨年 1 年間での窓口関係の遠隔地の交付につきましては年間約 330 件、その程度となっております。取り扱い方法といたしましては、全て郵便扱いとなっているところでございます。交付申請の主な使用目的が債権者関係による第三者によりますところのものが 3 分の 2 を占めている状況でございます。こうした状況の中で、個人情報の管理等、法律的にクリアしなければならない問題が多数ありますし、システム構築の費用負担、合わせて現在の対応方法で特段大きな支障は起きてございませんので、当面は現状の方法で進めることにいたしたいと考えているところでございます。いずれにしても電子申請にいたしましても、

それを交付するという手続きは郵送等によらなければならないので、現在は大きくそれを変えるということにはならないと思っております。

広聴活動につきましては、インターネットによる村長のメールアドレス、各課のメールアドレス、村広報紙に合わせた村長への手紙、これは3か月に1回、返信用はがきを各世帯に配布してございますけれども、これらによりまして住民からの声が届くことになっているところでございます。また政策形成での住民参画の面では、毎年、新年度の新たな政策について各行政懇談会や住民公募で組織されております、ときめき夢大地さらべつ推進委員会、年度始めの行政区長会議等で、多くの方々に政策内容を説明申し上げて、意見をいただき進めているところでございます。私もできる限り会議、集会に参加をさせていただいて住民からのご意見を拝聴いたしているところでございますけれども、これには限界がございますので、私は役場職員全員が村長代理であるわけでありますので、日頃の業務、交流の中で、ご意見を把握いたしまして、その意見、声がきちんと私に届くというような組織づくりに現在努めているところでございます。

ご質問の広聴活動、説明責任、これは極めて大事なことと思っております。従来やり方が決して私は十分とは思っていないところでもあります。

ご質問いただいた提案について十分参考とさせていただきますとともに検討を加えてまいりたいと思っております。

携帯メールを使って受けた情報を学校に連絡いたしまして、学校では学年毎の連絡網で周知を図っているということでもあります。

また、緊急性、地域性の高いものにつきましては、防災無線により村内放送で周知を行い、更に個々の家庭に必要な事故、けが等による場合につきましては携帯電話での連絡をとるなど体制を確保しているということでもあります。

連絡の取れない件につきましては教員、関係者が責任を持って個別対応するというようにしてございまして、防災無線、放送等のない都市部では携帯メールを使った情報発信システムが普及しつつございますけれども、このシステムには多額の費用がかかるということもございまして、もちろんこの検討はさせていただきますけれども、とりあえずは学校、地域、ボランティア、保護者の協力の中で進めてまいりたいと思っております。

以上、菊地議員への答弁とさせていただきます。

3番 菊地さん

ありがとうございました。

村の携帯サイトのテキストスタイルでの設定は可能であるというご答弁をいただきまして、これは非常に明るいご答弁をいただいております。

村の現状についてはよく私も理解しているつもりでございます。

議 長  
3番菊地議員

ただ、先程も申し上げましたように、全国からの更別に向けてのお客様ですとか明日の、来年の村民になる方かもしれない方に向けての情報発信というのが非常に弱いと思います。現状がこうだから、費用がかかるからということではなくて、その中で費用をかけないでどこまでできるのか、職員の方々のITですとかネットに対するスキルアップをしていきながら、そういうふうな道筋も出来ていくのではないかと思います。また、更別村の地域情報通信基盤整備事業も整えられました。村内での情報通信格差も解消されました。これはただ単に個人のインターネットの環境向上のためではなく、そのような情報をいながらにして発信、受信するというようなシステムを構築するためのものでもあったのではないかと私は思っております。ただ現状で甘んじてこれでいいのだ、要求がないからいいのだではなく、どうぞ全国から見た更別村のイメージというものを考えて見てください。全国どこにいても同じレベルの生活が送れる、同じレベルの教育が受けられる、それが日本の社会だと思います。是非、更別村も将来に向けて夢を持ってこのようなインターネットを駆使いたしました情報発信に向けて考えていただけたらと思います。

議 長  
村 長

村 長

この情報の問題については、これからずっと続くものであると思うのです。ですから私どもが発信していく情報というものについては常に研究して改善をしていかなければならないということでありますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それから通信も整備させていただいた中でやはり多くの方が利用していただくということが重要なことございまして、昨年、整備した通信網の利用につきましては、現在のところ73件に利用していただいているということで、これにつきましても、もっと利用していただくように今後とも推進を図っていきたく思っております。

いずれにしても、情報につきましては日進月歩進んでございますので、私どもも行政としてどこまでがその役目を果たしていくのか、またリンク先の企業の方々のホームページをいかに充実していくかが重要になると思いますので、これらにつきましても研究の中で進めてまいりたいと思っておりますので、またいろんな角度からご提案をいただければありがたいなと思っております。

以上であります。

議 長  
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

学校跡地の村としての環境対策についてご質問させていただきます。

現在、村内での学校跡地については協和地区、更生、勢雄、更南地区とございますが、3地区については行政区を中心に学校跡地については管理されている状況と思っておりますけれども、更南小学校跡地

については、私も現地を見させていただきましたが、雑草が前年度から伸びている状況で環境対策については万全ではないと思う次第でございます。村では平成 20 年度の区長会議において住民事業審査委員会で承認された住民協働事業も展開しておりますが、その中でも実行されていないのが現状ではないかと思えます。

また、私も過去のことによく勉強はしておりませんが、4 件から 5 件の方が購入されて住まわれているわけですが、住まわれている人の環境対策についても万全ではないような現状ではないかと思えます。個人私有地についての強制的な環境対策については、ある程度指導出来るのか、出来ないのかは問題等もございませぬけれども、村の所有地もグラウンド、記念碑が立っている場所かと思えますけれども、その辺の村の環境対策の責任もあると思う次第でございます。私はそれを更に売却するか、また売却が不可能という場合は植林等を考えますが、村長のこれからのお考えを伺いたいと思えます。

議 長  
村 長

村 長

旧更南小学校跡地の環境対策についてでございますけれども、閉校の当時の敷地及び建物の一部、旧校舎及び住宅跡地につきましては、ご承知のとおり、閉校後、これらの建物に住んで活動されていた方々に売却をしたということでございます。それ以外の主に旧グラウンド用地と地域福祉館と合わせて約 12,400 ㎡でございますけれども、この敷地については閉校の時の記念碑、児童の記念植樹園、大きな木のそれらの思い出に残るものが多くございまして、また当時、地域のゲートボール場、また交流広場等の活用のことからこの敷地については村有地として残したものでございます。その後、地域での利用もなくなりまして、現状といたしましては、雑然とした雑木が生い茂るなど、高橋議員ご指摘のとおりなわけでありませぬ。

この件に関しましては、村の審議委員会の委員からもご意見をいただいております、改善を図らなければならない問題だと思っております。

今後の管理につきましては、地域住民の思い出深い学校跡地でございますので、地域住民との協議を行い、その上で村としてどのような計画のもとに管理を行うか、先程ご質問いただきましたけれども、売却、植樹等のことも含めて庁内で十分検討し、早い段階で方向性を出してまいりたいと思っておりますのでございます。当面の対策といたしまして、草刈、雑木等の処理等は環境整備として行うこととしております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長  
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

ご答弁ありがとうございました。

若干、もう 1 度質問させていただきますけれども、先程 4、5 件の個人の方が購入して住まわれているということを申し上げましたけ

れども、この個人の所有地に関して売却する時に環境整備もある程度お願いした中での売却をしているのかどうかということが1点と、個人の所有の土地と村の所有する土地の関連があって、行政区にある程度、今まで指導してこられたのかどうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

議  
村

長  
長

村 長

はっきりとは把握してないのですが、売却する時に環境整備をきちんとしなさいということにつきましては、明確には村の方から売却条件としているということはないと思います。個人の考えのもとにやっていただくということだと私は思っております。これは後で担当の方に調べさせますけれども、もし私の答弁が間違っていたら後で訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、そのような形で売却したのではないかと考えております。

それから行政区の指導については当初、ゲートボールだとか、記念の運動会だとか、そういう催しをやっていた時は、かなり敷地については管理されていたのですが、その後利用されなくなってきたからこのような状況になってしまったので、行政区の方には正式にもっときちんとしてくださいとお話したことは記録上、私は残っていないと思っております。ですから今回、昨年もご質問いただいているわけですから、このことについて行政区の方々と話し合いをさせていただいて、方向性を出していきたいと思っております。

議

長

2番高橋議員

2番 高橋さん

要点をまとめて申し上げますけれども、ただ今、他の行政区も一生懸命、自分のところの地区については忙しいながらも管理しているわけでございます。その中で公平性と言いますか、均等性と言いますか、欠けると他の地区もなかなかやりづらい面もあるかと思っておりますので、その辺も踏まえながらこれから是非指導していただきたいと思う次第でございます。

それと先程村長が申しました、地域住民と話し合いながら協議していきたいというご発言でございましたけれども、出来れば早急に本年度中に整備していただければよろしいかなと自分は思いますので、その辺をよろしくお願い申し上げまして質問に変えさせていただきます。以上で終わります。

議  
村

長  
長

村 長

このことは協働の村づくり推進の面からも私ども行政区の方には出来るだけ、これに限らず環境整備をしていただくようお願いを申し上げていきたいと思っておりますし、今、お話がありましたことにつきましては鋭意、行政区の方と話し合いを進めてまいりたいと思っております。以上です。

議  
議  
議

長  
長  
長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。 (11時43分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

<p>議 長</p> <p>総務厚生常任委員長</p>	<p>日程第 4、議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>本案について委員長からの審査報告を求めます。</p> <p>高橋総務厚生常任委員長</p> <p>第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、6 月 17 日に、理事者、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。</p> <p>その審査の結果について報告いたします。</p> <p>議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件は、社会福祉法人への助成を行うため、社会福祉法の規定に基づいて条例制定するものであります。</p> <p>リラクタウン構想に伴い、民間の社会福祉法人「博愛会」との対応も含んだことによるものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>以上で審査の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。</p> <p>委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>議案第 31 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(ありませんの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 31 号に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(原案賛成の声あり)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>議案第 31 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。</p> <p>議案第 31 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 31 号 更別村社会福祉法人の助成に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>議 長</p> <p>総務厚生常任委員長</p>	<p>日程第 5、議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>本案について委員長からの審査報告を求めます。</p> <p>高橋総務厚生常任委員長</p> <p>第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、6 月 17 日に、理事者、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。</p> <p>その審査の結果について報告いたします。</p>

議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、健康保険法と地方税法等の一部改正により条例制定するものであります。

後期高齢者医療制度の創設、医療費の増加などで、国民健康保険税率の改正などについては、止むを得ないことから本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりまりましたので、これから質疑を行います。

議案第 33 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 33 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第 33 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 33 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 6、議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

本案について委員長からの審査報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、6 月 17 日に、理事者、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件は、本村で新たな介護保険サービス事業所の開業により、廃止条例を制定するものであります。

介護予防生活支援事業は、介護保険法に基づく地域支援事業への移行など、事業の再構築を行うことから、条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議	長	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 34 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">（ありませんの声あり）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案第 34 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">（原案賛成の声あり）</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 34 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。 議案第 34 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 34 号 更別村介護予防生活支援事業条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。 日程第 7、議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 本案について委員長からの審査報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長</p>
総務厚生常任委員長		<p>第 2 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、6 月 17 日に、理事者、担当課長等の出席を求めて審査を行いました。 その審査の結果について報告いたします。 議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件は、議案第 34 号とも関連がありますが、介護予防生活支援事業の再構築に伴い、改正条例を制定するものであります。 介護予防生活支援事業に関係する本条例の、規定を整理する必要があることから、条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で審査の報告といたします。</p>
議	長	<p>これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 35 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">（ありませんの声あり）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>

これから議案第 35 号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
（原案賛成の声あり）

議 長 これですべての討論を終わります。  
おはかりいたします。  
議案第 35 号に対する委員長報告は、原案のとおり可決であります。  
議案第 35 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 35 号 更別村福祉の里総合センター設置条  
例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 8、議案第 37 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第  
2 号）の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第 37 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の  
件でございます。  
平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところ  
によるものであります。  
第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,760 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,533,109 千円とするものでございます。2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。  
この度の補正の主なものといたしましては、NPO 法人どんぐり村サラー設立に対する支援、協働活動に取り組んでいただいております団体、事業の増加に伴う協働事業費の追加、更には昨年造成いたしましたして完売となっておりますセオイの里を更に増設をしたいということで測量設計費の追加、NHK とことんふるさとステージにつきましては、先の一般行政報告で申し上げて報告させていただいておりますけれども、8 月 10 日撮影の NHK 収録にあたりまして、その対応の経費として必要になっておりますので追加するものであります。なおゲスト歌手につきましては現在、細川たかし、藤あや子が予定されているところでございます。次に学校支援地域本部事業の経費追加でございます。その他、職員の異動等によります人件費の調整、昨今の燃料、資材高騰によります事業に追加が必要となっておりますための対応等となっているところであります。  
なお、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。  
ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議 長 補足説明を求めます。

副 村 長	副 村 長 (平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 2 号)の件について、 補足説明を行った。)
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
4 番 堂 場 議 員	4 番 堂 場 さん 8 ページのセオイの里の宅地造成の問題なのですが、3 区画で 1,617 千円組んだのですが、完売と聞いていますが、これで全部造 成が終わるということでよろしいのですか。
議 長 企画政策課長	富居企画政策課長 昨年、2 区画整理しまして販売と同時に完売した、そして今回 3 区画、合計 5 区画でセオイの里の造成が終了ということで考えてい ます。
議 長 4 番 堂 場 議 員	4 番 堂 場 さん 同じく 8 ページの N P O 法人の助成金、先程の説明で 3 年を目処 ということですが、この 3 年間は同じ金額で 1,516 千円という考え なのかお聞きします。
議 長 企画政策課長	富居企画政策課長 N P O に対する支援でございますけれども、今年度については今 予算で上がっている 1,516 千円、それと 21 年度、22 年度、翌年以 降 2 年分については今のところ 1,673 千円程の支援ということで考 えております。
議 長 7 番 本 多 議 員	7 番 本 多 さん この助成金の使途というか目的、内容についてはどのようにお考 えなのでしょうか。
議 長 企画政策課長	富居企画政策課長 今年度については先程、副村長から説明いたしましたけれども、7 月の中旬に法人登記をして正式な活動となるということで、今回の 活動については住民に対する周知等が中心となります。それで 11 月 から地域通貨券の運用を考えておりますので、その印刷経費もその 中で見ていく、それとコーディネーター、地域通貨券を利用する際 の仲介者を法人の方で採用いたしますので、その賃金の分と印刷費、 それと法人登記料がかかりますので、その経費、それと役場庁舎を 借りることに於いて事務機器については全て法人の方で用意をする ということになっておりますので、パソコンを含めてその経費とし て補助をするように考えています。それとその後の 2 年分について は今回、コーディネーターの部分については月数が短くなりますが、 来年度からは 12 か月分を見るということで若干多くなる、それと当 然、役場を借りるとなると使用料もありますので、その分も若干補 助をするような形で考えております。以上であります。
議 長 7 番 本 多 議 員	7 番 本 多 さん こういう N P O 法人は、こういう小さい村で運営していくのは大

変難しいことだと思っておりますけれども、3年間はこうやって補助するということでは、その後の運営状況によっては、どういう考えでられるのかお聞きしたいと思います。

議 長  
副 村 長

江本副村長

ご指摘のとおり、この小規模町村におきましては、なかなか地域通貨券は大変厳しいものがあります。だけれども一応補助金につきましても年限をもってNPO法人自体にも努力をしてみようという考え方でございます。3年後はどうなるのかということは、総合計画の中で市街地活性化計画も今回策定してまいります。そんな中でやはり地域が安心して若者から高齢者まで住み続けたいまちということを念頭に考えております。その辺で、今後景気の面とかかなり厳しい状況にはございますけれども、その辺を協力し合って協働の精神を助長しまして、小さい村の中でもお互い連携、協調しあってやっていくように、努力をしてみようということで考えております。3年後については、市街地の活性化の中で市街地に住んでもらえるような色々な対策を講じて成り立つように努力してまいりたいと思っております。以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成20年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第38号 平成20年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第38号 平成20年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

平成20年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ444千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ449,938千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,421千

円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事業勘定から今回の補正について申し上げます。

8 ページをお開き願いたいと思います。

款 1 総務費、項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、56 千円の追加でございます。この 56 千円の内訳といたしましては、印刷費といたしまして 10 千円、十勝市町村税滞納整理機構負担金は 46 千円の追加でございます。款 2 保険給付費、今回の補正につきましては、それぞれ財源振替となっております。ご参照お願い申し上げます。9 ページにまいりまして、款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者支援金、16 千円の減額でございますが、これにつきましては、後期高齢者支援金 16 千円の減でございます。款 4 前期高齢者納付金等、項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者納付金、40 千円の追加でございます。款 5 老人保健拠出金、項 1 老人保健拠出金、目 1 老人保健医療費拠出金 524 千円の減額でございますが、これにつきましては、医療費拠出金の減額でございます。

続きまして歳入にまいりまして、7 ページをお開き願いたいと思います。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、これにつきましては 7,134 千円の追加でございます。目 1 一般被保険者国民健康保険税、これにつきましては 8,381 千円の追加、この度の条例改正によりましてそれぞれ賦課額が決まってくるわけでありまして、医療給付費の現年課税分といたしましては 22,470 千円の減額、後期高齢者支援金分の現年賦課分につきましては 31,073 千円の追加、介護納付金分現年課税分といたしましては 222 千円の減となるものでございます。目 2 退職被保険者等国民健康保険税、これにつきましては 1,247 千円の減額となるものであります。それぞれ説明欄のとおりでございます。款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金、これにつきましては 8,103 千円の減となるものであります。この交付金につきましては、当初、国の示す算定方式により計上したわけでありまして、ここに来て約 1 割、減額調整となったものでございまして、これにつきましては 2 年後に実績精算をするということでありまして、ここに来ての 1 割減額は本当に痛いものであります。国保税を増額させていただいても、差し引き 0 円のような形になります。私どもはこのようなやり方については非常に遺憾に思っているところでございます。款 9 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金、これにつきましては 525 千円の追加でございます。財政調整基金の繰入金 525 千円の追加でそれぞれ歳入歳出のバランスをとったところでございます。

続きまして、診療施設勘定にまいります。

14 ページをお開き願いたいと思います。款 1 総務費の補正で 795

千円見てございますけれども、今回の補正につきましては、4月の異動等によりまして人件費の補正が必要になったということでございます。

歳入にまいりまして、13ページをお開き願います。

今回の補正にあたりまして、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、795千円の追加、これは一般会計からの繰入金でございますが、この繰入金によって歳入、歳出のバランスをとるものでございます。

続きまして15ページから今回の補正予算にかかる給与費の明細書でございます。これにつきましては、お目通しを願いたいと存じます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員 8ページの十勝市町村税滞納整理機構負担金という補正がありますけれども、これは先程の一般会計にも出ていましたけれども、これは当初予算でおそらく負担金というのは決まっていたと思うのです。ところがまた小枠ではありますけれども、補正があったという理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長 林住民生活課長  
住民生活課長 お答えいたします。

この件につきましては、当初引継ぎ案件を提示していたわけですが、最終的に十勝管内全市町村の数字が固まりまして、その確定によりますところの補正という形になってございます。以上です。

議長 7番本多議員

7番 本多さん  
その負担金の割合は、町村ごとによってどのような査定でいられているのですか。

議長 林住民生活課長

まず1町村あたりにつきましては100千円という形で昨年と変わっておりません。1件あたりの引継ぎについて、今回全体の引き継ぎ金額等が出まして、それらから割り返しまして数字的には1引き受け事案あたり115千円となっております。本村の場合、実は3件を引き継いでおりますので、現在、先程申し上げましたような数字で一般会計の方、それから今回の国保会計の方とで案分しまして、最終的には補正を組ませていただいたこととなります。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 (ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議論の発言を許します。  
 （原案賛成の声あり）  
 議 長 これで討論を終わります。  
 これから議案第 38 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計  
 補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 （異議なしの声あり）  
 議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
 議 長 この際、暫時休憩いたします。 （14 時 20 分）  
 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 （14 時 30 分）  
 議 長 日程第 10、議案第 39 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会  
 計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。  
 提出者から提案理由の説明を求めます。  
 村 長  
 村 長 議案第 39 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算  
 （第 1 号）の件でございます。  
 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は次  
 に定めるところによるものでございます。  
 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 517  
 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 245,771 千  
 円とするものでございます。  
 第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当  
 該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入  
 歳出予算補正によるものでございます。  
 今回の補正につきましては 6 ページをお開き願いたいと思います。  
 款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 2 介護予防一般高  
 齢者施策事業費、197 千円の追加でございます。これにつきましては  
 は、報償費で 40 千円の減額、需用費で 15 千円の減、委託料で 252  
 千円の追加となっております。委託料におきまして、利用者送迎  
 委託料として 43 千円の減、介護予防事業委託料として 295 千円の追  
 加でございます。款 6 諸支出金、項 1 過年度過誤納還付金、目 1 過  
 年度過誤納還付金、320 千円の追加でございます。これにつきまし  
 ては、前年度分の実績精算でございまして、320 千円多く交付され  
 ておりましたので、これを返納するというところでございます。  
 これに対しまして歳入でございますが、5 ページをお開き願いま  
 す。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金  
 として 197 千円の追加でございます。これにつきましては、一般会  
 計からの繰入金でございます。款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越  
 金、これにつきましては 320 千円を追加するものでございます。こ  
 れにつきましては前年度の繰越金として 320 千円となっております。  
 それぞれ歳入歳出のバランスをとったところでございます。

議 長

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。  
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。  
これから議案第 39 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計  
補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 11、 議案第 40 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 40 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)の件であります。

平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は次  
に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,065 千円とするもので  
ございます。第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の  
区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

まず歳出から説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、  
目 1 水道経営費、88 千円につきましては、職員手当等で 17 千円、  
共済費 71 千円それぞれ追加となるものでございます。職員手当につ  
きましては、住居手当が新たに発生したということでございます。

歳入にまいりまして、5 ページをお願い申し上げます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、88 千円の  
追加でございます。歳出の 88 千円につきましては、一般会計からの  
繰入金によって歳入歳出のバランスを取ったものでございます。

次に 8 ページをお開き願いたいと思ひますが、給与費に関する明  
細につきましては、後程お目通しを願ひたいと思ひます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げ  
ます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
( ありませんの声あり )

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
( 原案賛成の声あり )

議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第 40 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計  
補正予算(第 1 号)の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12、議案第 41 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別  
会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
村 長

村 長 議案第 41 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予  
算(第 1 号)の件であります。  
平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は  
次に定めるところによるものでございます。  
第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,134 千円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 225,387 千円とす  
るものでございます。第 2 項につきましては、お目通しを願います。  
6 ページをお開き願います。  
款 2 事業費、項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費、4,134 千円  
の減額でございます。今回の補正につきましては、先の 4 月の人事  
異動によりまして、正規職員 1 名をこの会計から減じたものであり  
ます。その代わり 1 人、臨時職員を対応したということでございま  
す。内訳につきましてはご覧のとおりとなっておりますのでござい  
ます。  
続きまして、歳入にまいります。5 ページをお願い申し上げます。  
款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、4,134 千  
円の減額でございます。今回の補正にあたりまして、一般会計の繰  
入金を減じて歳入歳出の調整を図ったものでございます。  
続きまして、7 ページからは給与費の明細書を付けてございます。  
これにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。  
以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げ  
ます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

		<p>質疑の発言を許します。  ( ありませんの声あり )</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。  これで質疑を終わります。  これから本案に対する討論を行います。  討論の発言を許します。  ( 原案賛成の声あり )</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。  これから議案第 41 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) の件を採決いたします。  本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
議	長	<p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
		<p>日程第 13、議案第 42 号 動産の買入の件を議題といたします。  提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
		<p>村 長</p>
村	長	<p>議案第 42 号 動産の買入の件でございます。  次のとおり動産を買入れするものでございます。  1 買入の目的、村道の除雪業務のため、2 買入の方法及び時期、指名競争入札による落札、平成 20 年 11 月 21 日までに取得をするものでございます。3 動産の品名及び数量、除雪専用トラック、日産製、A D G - C Z 4 Y L、1 台でございます。4 契約金額、34,203,750 円となっております。5 契約の相手方、帯広市西 21 条北 1 丁目 3 番 12 号、日産ディーゼル道東販売株式会社、代表取締役、金尾浩幸。  理由といたしまして、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。  この件につきましては、資料を提出してございます。資料では、入札の日時、指名業者、指名業者は 4 社としてございます。仕様内容、これにつきましてはご参照賜りたいと思います。交換車両、三菱製 1 台となっております。納入期限、先程も申し上げたとおりでございます。なお、交換車両といたしましては、当方の見積もりといたしましては、750 千円を見積もったものでございます。  以上で提案説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  質疑の発言を許します。</p>
		<p>7 番 本多さん</p>
7 番本多議員		<p>下取りだと思ふのですけれども下取り 750 千円ということですか。</p>
議	長	<p>村 長</p>
村	長	<p>誠に申し訳ありません。750 千円と申し上げましたけれども、740</p>

議 長  
7 番本多議員

千円と訂正をお願いしたいと思います。これにつきましては、差し引きをして 34,203,750 円で契約するものでございます。

7 番 本多さん

これは下取りだったのですけれども、村内で買われる人がいるかどうかはわからないと思いますけれども、例えば競売をするとか、今、滞納によって差し押さえられた物件をネット販売するという自治体もあるのですけれども、そういう考えはなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長  
村 長

村 長

この物件に関しましては、かなり修理が毎年かかっているということから、このような方法をとらせていただいたわけです。ですからこの交換車両として会社の方で引き取った後、修理をして販売をするものは日産ディーゼルの方で販売していくという形になっております。私の方としてはそのような形を今回とらなかったということでございます。

議 長  
4 番堂場議員

4 番 堂場さん

この購入計画については、当初からあったと思うのですが、この追加で出てきたということは入札が遅れたというようなことを聞いているのですが、なぜこの入札が今まで遅れたのか、というのは今この時期、鉄等がすごく値上がりしているから早くに契約していれば相当、差があったのではないかという気もするので、なぜ今までこの入札時期が遅れたのか理由を聞きたいのですが。

議 長  
建設水道課長

佐藤建設水道課長

この除雪トラック更新事業につきましては、国の補助事業をもらってやっているものです。それで揮発油税関係で国の補助指令が遅れまして、すぐ補助指令が来た段階で指名委員会を開いてこういうふうな日程になったということございまして、補助指令が遅れたということ入札も遅れたということでございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 14、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を議題といたします。

総務構成常任委員長

本案について、委員長より審査の報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

第2回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第3号について、6月17日に委員会を開催し、その審査を行いました。

その結果について報告いたします。

地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は、地方分権の理念を実現させるため、住民に身近なところで、政策や税金の使途決定など住民の意向に沿った自治運営ができるよう政府に求める内容です。

当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。以上で審査の報告といたします。

議長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

陳情第3号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから陳情第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

陳情第3号に対する委員長報告は採択であります。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は採択と決定しました。

議長

日程第15、陳情第4号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件を議題といたします。

本案について、委員長より審査の報告を求めます。

産業文教常任委員長

松橋産業文教常任委員長

第2回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第4号について、6月17日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件は、格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通して社会参加と所得保障を確立するため、社会的

セーフティネットの再構築を国に求める内容です。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

議 長

以上審査報告といたします。  
これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。  
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
陳情第 4 号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
委員長報告は、採択であります。  
これから陳情第 4 号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)  
これで討論を終わります。  
おはかりいたします。  
陳情第 4 号に対する委員長報告は採択であります。  
陳情第 4 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)  
異議なしと認めます。  
したがって、陳情第 4 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める陳情書の件は採択と決定しました。

議 長

日程第 16、陳情第 5 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件を議題といたします。  
本案について、委員長より審査の報告を求めます。

産業文教常任委員長

松橋産業文教常任委員長  
第 2 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第 5 号について、6 月 17 日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件は、北海道のように非正規社員比率が 4 割になり、低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度維持の観点からも重要な課題であることから、委員会で慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

議 長

以上審査報告といたします。  
これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。  
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
陳情第 5 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許しま

		す。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、採択であります。 これから陳情第5号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第5号に対する委員長報告は採択であります。 陳情第5号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、陳情第5号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情書の件は採択と決定しました。
	産業文教常任委員長	日程第17、陳情第6号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長より審査の報告を求めます。 松橋産業文教常任委員長 第2回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第6号について、6月17日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件は、義務教育費国庫負担金の負担割合が三分の一に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況から教育条件の地域間格差が広がりつつある中で、教育予算全体を、確保・拡充させる必要があることから、委員会で慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。
議	長	以上審査報告といたします。 これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第6号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。  
これから陳情第6号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
（原案賛成の声あり）

議 長 これですべての討論を終わります。  
おはかりいたします。  
陳情第6号に対する委員長報告は採択であります。  
陳情第6号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第6号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情書の件は採択と決定しました。

議 長 この際暫時休憩いたします。 （15時00分）  
議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 （15時20分）  
議 長 おはかりいたします。  
ただ今、休憩中に、3番菊地さんから、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件、7番本多さんから、意見書案第5号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書の件、4番堂場さんから、意見書案第6号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件、3番菊地さんから、意見書案第7号 平成21年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の件が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、この際、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件、意見書案第5号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書の件、意見書案第6号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件、意見書案第7号 平成21年度 国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議 長 日程第18、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
3番 菊地さん

3 番菊地議員

地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。政府は、「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧迫する政策を続けています。

一方的な地方財政の圧迫は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。そこで地方財政の充実・強化を国に求めるため、別紙意見書を、赤津議員、堂場議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 19、意見書案第 5 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7 番 本多さん

7 番本多議員

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。

非正規労働者は、現在、労働者全体の 3 分の 1 を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアなどが増えており、まさに雇用・社会保険・公的扶助による社会的セーフティネットが、機能不全に陥っているといわざるを得ません。

そこで、格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、社会的セーフティネットの再構築による福祉社会を確立するため、別紙意見書を、菊地議員、堂場議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議長 質疑の発言を許します。  
 （ありませんの声あり）  
 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 （原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。  
 これから意見書案第 5 号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 （異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。  
 したがって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 20、意見書案第 6 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件を議題といたします。  
 提出者から提案理由の説明を求めます。  
 4 番 堂場さん

4 番堂場議員 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。  
 内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。  
 わが国の労働者は、格差社会の中で、ワーキングプアといわれるように、働いても生活できない労働者層が、増えています。  
 このような中で、地域最低賃金の大幅な引き上げにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題であります。  
 北海道のように低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持・所得税収の確保と、社会保障の収入確保の維持からも経済的に自立可能な賃金水準への改定を強く求めるため、別紙意見書を、菊地議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
 質疑の発言を許します。  
 （ありませんの声あり）

議長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから本案に対する討論を行います。  
 討論の発言を許します。  
 （原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。  
 これから意見書案第 6 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の件を採決いたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)  
異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、意見書案第7号 平成21年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
3番 菊地さん

3番菊地議員 平成21年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。  
内容につきましては、別紙を参照いただき要点のみ申し上げます。  
全国どの地域においても、全ての子供たちに、無償で一定水準の教育機会を保障するため義務教育国庫負担制度が設けられています。  
しかし義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、厳しい地方財政の状況などから、教育条件の地域間格差が拡がりつつあります。  
そこで、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられるよう教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、別紙意見書を、堂場議員、本多議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。  
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第7号 平成21年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、高齢者の施策等について、1 敬老年金の見直しについて、2 後期高齢者医療制度の現状について、産業文教常任委員会は、1 農作物の作況について、2 「道の駅さらべつ」と「さらべつカントリー

パーク」の運営状況等について、議会運営委員会は、1 議会運営について、2 議長の諮問に関する事項について、3 議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

議 長

次に議会運営委員会委員長から、6月26日更別村における2村議会議員交流会に、議員全員を派遣したい旨、7月1日及び2日に、札幌市において開催される北海道町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、8月18日及び19日に、札幌市において開催される議会広報研修会に所管する議会運営委員5名を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成20年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(15時37分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 6 月 23 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和